函　教　文

令和８年(2026 年)１１月２０日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会生涯学習部長

参考資料の配付について

このことについて，下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

１　新たな国登録有形文化財（建造物）の登録について

（文化財課　２１－３４６５）

新たな国登録有形文化財（建造物）の登録について

国の文化財審議会（会長　日比野　克彦）は，１１月２０日（金）に開催された同会文化財分科会の審議・議決を経て，函館市内の１件の文化財を新たに登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申されました。

記

１　文化財の名称

大谷派本願寺函館別院船見支院御廟所唐門及び透塀（ごびょうしょからもん　すきべい）

２　登録基準（下線部に該当）

登録有形文化財登録基準（文部省告示第１５２号）

建築物，土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第１８２条第２項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち，原則として建設後５０年を経過し，かつ，次の各号のいずれかに該当するもの。

一　国土の歴史的景観に寄与しているもの

二　造形の規範となっているもの

三　再現することが容易でないもの

３　文化財の概要

別添資料のとおり

４　所有者と連絡先

真宗大谷派函館別院

電話 0138-22-0134

５　北海道内の登録有形文化財（建造物）

登録物件　１６０件（答申済みの件数）

（今回１件の答申を加え，１６１件となる予定）

６　函館市内の登録有形文化財（建造物）

登録物件　２０件

（今回１件の答申を加え，２１件となる予定）

※参考 URL

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2016072500056/#kunitoroku

※なお，国の登録文化財としては，上記のほかに，登録記念物（名勝地）として「函館公園」が登録されている。

７　その他

今後，官報による告示および文化財登録原簿への登載により，正式に登録有形文化財となる（令和９年３月頃）。

登録説明

名　称	大谷派本願寺函館別院船見支院御廟所唐門及び透塀
所在地	北海道函館市船見町一八−五
建設年代等	大正七年頃
登録基準	一　国土の歴史的景観に寄与しているもの
特徴・評価	函館別院船見支院の御廟納骨堂を区画する鉄筋コンクリート造の唐門及び透塀。唐門は向唐門で背面に控柱を立てる。モルタル仕上とし欄間彫刻は木製。透塀正側面は木製格子付で背面コンクリートブロック塀。別院本堂と並ぶ最古級の鉄筋コンクリート造寺院建築。
備考（調査等）	建築年は図面作成年月（大正七年七月）からの推定。設計は伊藤平左衛門（十世）。元町にある大谷派本願寺函館別院本堂ほか（大正四年建築）は重要文化財。



